



2019年5月23日

各 位

会社名 アオイ電子株式会社
代表者名 取締役社長 中山 康 治
(コード番号 6832 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理副本部長 青 木 良 二
(TEL 087-882-1131)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月23日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第51回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実およびさらなる企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2019年6月26日開催予定の第51回定時株主総会において、必要な定款変更のご承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

2019年6月26日(予定)

第51回定時株主総会開催

同日

定款変更の効力発生

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <条文省略> <新 設></p> <p>第 4 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 10 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 <条文省略> (議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 18 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <現行のとおり> (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行のとおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 <現行のとおり></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 <現行のとおり> (議事録)</p> <p>第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印(電子署名を含む。)する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. <現行のとおり></p> <p>3. <現行のとおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <条文省略></p>	<p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <現行のとおり></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <現行のとおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印(電子署名を含む。)する。</p> <p>第29条 <現行のとおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <現行のとおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名または記名押印（電子署名を含む。）する。</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の設置)</p> <p>第42条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第43条～第44条 <条文省略> (会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第37条～第38条 <現行のとおり> (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 <現行のとおり></p>

以 上